

## 第 1 1 号議案

ふじみ野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 3 0 条の 2 0 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。）を行う事業をいう。）の運営に関する基準（以下「運営基準」という。）を定めるものとする。

(運営基準)

第 2 条 運営基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 9 5 号）の定めるところによる。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 9 5 号）の施行に伴い、ふじみ野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。